

## 三浦市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二酸化炭素の削減及び循環型社会の構築に資するものとして、新エネルギーの導入を促進するため、太陽エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムを設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、三浦市予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年三浦市規則第4号。以下「規則」という。）及び三浦市補助金の交付基準等に関する要綱（平成15年三浦市告示第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この要綱による補助の対象となる太陽光発電システム（以下単に「システム」という。）とは、太陽光による発電装置であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅の屋根等への設置に適したもの
- (2) 低圧配電線と逆流有りで連系しているもの
- (3) 太陽電池の最大出力（システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格その他国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値（キロワット表示とし、小数点以下2位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。以下同じ。）が10キロワット未満のもの
- (4) 未使用品であるもの
- (5) システムの性能及び安全性等の技術的仕様について、神奈川県住宅用太陽光発電導入促進事業実施要綱（平成21年4月1日施行）に規定する要件を満たすもの
- (6) 設置する建物等に他の所有者がある場合には、当該所有者の同意が得られているもの

2 この要綱による補助の対象となる経費は、次に掲げる設備の設

置、購入等に係るものとする。

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 架台
- (3) インバータ及び保護装置
- (4) 接続箱
- (5) 直流側開閉器
- (6) 交流側開閉器
- (7) 余剰電力販売用電力量計
- (8) 配線並びに配線器の購入及び据付
- (9) 前各号に掲げるもののほか、設置工事に係る費用その他市長が必要と認める費用

3 この要綱による補助を受けることができる者は、次のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 自らが居住する市内の住宅（兼用住宅を含む。）にシステムを新設し、又はシステム付き新築住宅を購入したもの
- (2) 前号のシステムの新設にあつては当該年度内に着手し、同号のシステム付き新築住宅の購入にあつては当該年度内に売買契約を締結するもの
- (3) 当該年度の3月15日までに第6条による事業成果の報告を行うことができるもの
- (4) 第1号のシステムに関し、自ら電力会社と電力受給契約を結んでいるもの
- (5) 本市の市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税（この要綱による補助金の申請時において納期限が到来しているものに限る。）の滞納がないもの
- (6) 本市における太陽光発電の普及促進に協力できるもの  
（補助金の額）

第3条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 太陽電池の最大出力に1キロワット当たり5,000円を乗じて得た額（当該額が20,000円を超える場合には、20,

000円)

(2) 太陽電池の最大出力に1キロワット当たり15,000円を乗じて得た額(当該額が52,000円を超える場合には、52,000円)

2 前項各号による額の算出に当たり、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。

(申請及び事前相談)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の申請を行うに当たり、あらかじめその旨を申し出て、相談を行わなければならない。

3 前各項の手続は、システムを新設する場合にあっては、これに着手する前に行わなければならない。

(申請書の添付書類)

第5条 補助の申請は、規則に定める様式に次の書類を添付して行うものとする。

(1) システムの仕様書(太陽電池モジュールの形式、最大出力、使用枚数等が明記されているもの)

(2) 設置に係る工事の契約書又は新築住宅の売買契約書の写し

(3) 前号の書類によりシステムの設置等に係る費用、工事着工予定日、工事完了予定日又は引渡し予定日が確認できない場合は、当該事項を確認できる書類の写し

(4) システムの設置位置図

(5) 設置する建物等に他の所有者がある場合には、当該所有者の同意を証する書面

(6) その他市長が必要と認める書類

(事業成果の報告)

第6条 申請者は、システムの設置を完了した日から30日以内又はシステムの設置を完了した日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、市長に事業成果の報告を行わなければならない

い。

2 前項の報告は、規則で定める様式に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 住民票の写し（交付日から3月以内のもの）
- (2) システムの設置状況を示す写真（カラー写真とし、かつ、太陽電池モジュールの設置枚数が確認できるものとする。）
- (3) 前号による写真の添付が困難な場合は、システムの配置図
- (4) システムの設置に係る経費の内訳書
- (5) システムの設置に係る経費の領収書の写し
- (6) 太陽電池モジュールの出力対比表（変換効率及び未使用品であることが確認できるものとする。）
- (7) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の額の確定及び交付）

第7条 市長は、前条による事業成果の報告があったときは、その内容を審査して補助金の額を確定し、申請者に対し補助金の交付手続を行うものとする。

（システムの管理及び処分）

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助の対象となったシステムについて、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、設置の日から起算して5年を経過するまでの間、補助の対象となったシステムについて、市長の承認を受けずに、補助の目的に反した使用又は譲渡、交換若しくは貸付を行ってはならない。

3 市長は、補助の対象となったシステムの管理、運用等の状況について調査を行うことができる。

（補助の制限）

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助の対象となったシステムを保有する間は、この要綱に基づく補助金を再度受けることがで

きない。

(市の施策への協力)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ、売買電力量その他の情報提供を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (制定：平成21年3月31日三浦市告示第49号)

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う経過措置)

3 この告示により交付の決定があった補助金の交付等については、この告示の失効後においても、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月31日三浦市告示甲第3号)

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条、第3条及び第5条の規定は、施行日以後の交付申請に係る補助金の交付等について適用し、施行日前の交付申請に係る補助金の交付等については、なお従前の例による。

附 則 (平成23年3月31日三浦市告示甲第9号)

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、この告示の施行の日以後の交付申請に係る補助金の交付等について適用し、同日前の交付申請に係る補助金の交付等については、なお従前の例による。